



中小企業の為の経営のヒント

菅原会計通信

2022年2月号

菅原会計税理士法人・菅原行政書士事務所

〒513-0809 三重県鈴鹿市西条 5-40-1

TEL 059-382-5055 FAX 059-382-5009

業務時間 平日 AM 9:00~PM 5:00

令和3年分確定申告スマートフォンを利用した申告 (e-Tax) が便利になります。

◆スマートフォン申告の対象範囲が拡大

新たに「特定口座年間取引報告書（上場株式等の譲渡所得等・配当所得等）」と「上場株式等の譲渡損失額（前年繰越分）」、「外国税額控除」の3点について、スマートフォンに適したレイアウトで申告できます。

◆源泉徴収票の自動入力機能

スマートフォンのカメラで「給与所得の源泉徴収票」を撮影することで、記載内容を自動で読み取り、該当項目に自動入力されます。

同機能は、スマートフォンから申告書を作成する場合に利用できます。

◆ICカードリーダーの不要

国税庁の国税電子申告・納税システム (e-Tax) において、二次元バーコードをスマートフォン端末で読み取ることで、※マイナンバーカード方式により送信ができます。これにより、対応端末（スマフォ等）があればICカードリーダーは不要になります。

※マイナンバーカード方式とは マイナンバーカードを用いて e-Tax へログインする方法です。従来の e-Tax へのログインは、利用者識別番号（数字 16 桁）及び暗証番号を入力する必要がありました。マイナンバーカード方式を利用すればマイナンバーカードを読み取り、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字 4 桁）を入力することで e-Tax へのログインができます。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減するため、ご自宅から申告できる e-Tax を利用してみたいはいかがでしょうか。

ご不明な点があれば当事務所までお問い合わせください。

(山本 記)

